

第7章 私道への污水管布設

1 私道とは

ここでいう私道とは、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路等の公道以外で、外観、形態、利用状況等から判断して、社会通念上一般公衆の用に供していると認められる道路をいう。

2 污水管布設の条件

私道に污水管を布設するときは、原則として個人の費用で工事をしなければならないが、私道に面した建築物の排水設備及び水洗便所の普及促進を図るため、「私道への污水管布設要綱」に基づき、次の条件を備えている場合に限り、私道に污水管を布設することができる。

- (1) 両端又は一端が污水管の布設されている公道に通じていて污水管を布設するのに支障のないこと。
- (2) 私道の土地所有者が污水管の布設を承諾していること。
- (3) 私道の污水管布設期間は永久であり、かつ、使用料が無償であること。
- (4) 私道の所有権を譲渡し、又は賃借権及びその他の権利を設定する場合は、譲受人その他権利を取得する者に対し、污水管布設部分の使用を受け継がせる旨の確約ができること。
- (5) 私道に接し、汚水を排除しようとする土地に賦課されている下水道事業受益者負担金が完納されていること。
- (6) 布設しようとする污水管に汚水を排除すべき戸数が2以上で、速やかに排水設備の改造及びくみ取り便所の水洗化をすることが明らかであること。

なお、上記6条件を備えている場合においても、汚水を排除すべき（2以上の）家屋が同一の法人又は個人の所有する家屋（社宅、マンション、アパート、その他これに類似する建物）である場合は本要綱の適用対象外とする。

3 污水管布設の申請

この制度は強制ではなく希望者の申請に基づくものであるので、希望者の中から代表者を定め次の書類を提出する。

➤ 私道への污水管布設申請に必要な書類

- (1) 污水管布設申請書(様式第1)
- (2) 污水管布設希望者名簿(様式第2)
- (3) 土地^{使用}工^事承諾書(様式第3)
- (4) 私道の土地登記簿謄本
- (5) その他市長が必要とする書類

「その他市長が必要とする書類」の例を以下に示す。

例1. 当該私道の土地所有者がすでに死亡している場合

- (1) 相続人が決定している場合(遺産分割協議書写)
- (2) 相続人が決定していない場合(当該権利者の委任状)

例2. 当該私道が譲渡され所有権移転登記がなされていない場合

- (1) 現に所有権を証明する書類(土地売買契約書写)

例3. 借地権が設定されている場合

(1) 権利を証明する書類(土地賃貸借契約書写)

4 事前調査と完成後の措置

(1) 事前調査

申請があった場合、私道の布設条件に適合しているか否かを判定するため、主に次の項目について調査する。

- ①私道の所在と土地所有者の確認
- ②当該私道の幅員測量
- ③地下埋設物(水道、ガス、その他)の調査
- ④私道の現況と利用状況
- ⑤汚水を排除すべき戸数

(2) 完成後の措置

- ①この制度を適用して私道に污水管を布設する場合、污水管の所有権は市に帰属する。したがって、維持管理も市が行う。
- ②新たに利用申込者がある場合は取付管部分の「土地使用承諾書」を排水設備等計画確認申請書(小牧市下水道条例規則第4条)に別添して申請すること。
- ③当該私道の現況を変更しようとするときは、市長と協議しなければならない。
- ④この工事で掘削した路面の復旧は、掘削した部分及び影響部に限り原形復旧し、砂利道の場合は10センチメートル程度の碎石を敷くが路面の舗装は行わないものとする。